



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料  
**税理士損害賠償／損害額の立証責任は原告にあり！**

～大阪地裁岸和田支部が初の確定判決～

税理士に対する損害賠償請求訴訟関連訴訟は、現在 86 件が T A I N S の税法データベースに収録されています（検索方法：【税目：その他】【検索範囲：判例】【検索キーワード：税理士損害賠償】）。この度、大阪地裁岸和田支部で、損害額の立証責任は、訴訟を提起した原告側にありとする初の判断が言い渡されました。なお、この訴訟については、立命館大学大学院法務研究科三木義一教授の意見書が、二次情報の末尾に収録されています。ご活用ください（平成 19 年 5 月 14 日大阪地裁岸和田支部・一部認容 TAINS コード Z999-0102）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### 1. 事案の概要

本件は、銭湯を経営する原告（甲・乙）らが税理士である被告に対し、建物附属設備等に係る減価償却費について定率法に基づく確定申告を依頼したところ、被告である税理士が定率法を選定する旨の届出を怠ったため、定額法の減価償却費計算による修正申告を余儀なくされ、税金の追納付による損害を被ったとして、債務不履行に基づき、総額 3,568 万 7,000 円の損害賠償を求めたという事案です。裁判所は次のように金利相当分のみを認容し、原告甲に 264 万 3,180 円、同乙に 343 万 9,155 円の支払をするよう命じました。

### 2. 裁判所の判断

減価償却方法を定率法によると、毎年の「償却率」は等しいが、未償却残高が漸減することとなるから、償却額は初め大きく、年の経過とともに小さくなるのであって、定額法でも定率法でも、減価償却期間全体を通してみると償却費の総額に差異はない。

法が税金負担という面で基本的に公平な立場にあると解されることを考慮すると、原告らの損害とは、償却期間全体を通しての所得税等の総額の差額と捉えるのが相当であり、単一年度の追納付のみを捉えて損害が発生したとする原告の主張は採用できない。

減価償却期間を通じての将来の収入、所得控除額等は現時点において確定することはできないから、定額法によった場合と、定率法を採用した場合との所得税総額を算出することはまず不可能であり、結局、その差額を認定することは理論上できないと解される。

原告らは、「各年度の利益の額が異なれば、定率法と定額法では、納税額に差異が生じる。今後原告らが定額法を続けていたとしても、所得税の支払が減少する利益を見込める特別な事情は存在しない。」などと反論するが、減価償却期間を通じての納税総額に差異が出るかどうかということは、損害発生を主張する原告らが主張、立証すべき事柄であって、原告らの主張は、立証責任を被告側に転換しようとしているものに過ぎないから、原告らの反論は理由がない。

一方、被告が委任の趣旨に従って定率法を選択して税務署に届出をしていれば、平成 17 年度という早期にそれらの所得税等の追納付をすることはなかったのであるから、早期納付を余儀なくされたことにより発生した損害、すなわち、原告らの所得税等の追納付額に対する金利相当分は相当因果関係の範囲内にある損害というべきである。  
(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判 12 頁）が必要な方は、送料実費とも 1,500 円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。